

川西市参画と協働のまちづくり推進計画

〈案〉



平成24年 月 日
川 西 市

目 次

第1章 計画の概要	1P
1 策定の趣旨	1P
2 計画策定の時代背景	1P
3 計画期間	2P
第2章 計画策定にかかる基本的な考え方	3P
1 3つの基本理念と目指す姿	3P
第3章 本市の現状	4P
1 人口等の推移と予測	4P
2 地域別高齢化の状況	5P
第4章 まちづくりの担い手の現状と課題	6P
1 市民	6P
2 市民公益活動団体	6P
3 事業者	7P
4 市	7P
第5章 市民公益活動への支援と協働の推進に向けて	8P
第6章 施策の方向と取組項目	10P
第7章 さらなる地域力の強化に向けて	17P

〈 資 料 編 〉

I 川西市の自治会の現状について	22P
II 川西市のコミュニティ推進（連絡）協議会の現状について	24P
III 川西市のボランティア活動の現状について	26P
IV 川西市のNPO法人（特定非営利活動法人）の現状について	28P
V 市民アンケートの結果より	29P
VI 市職員アンケートの結果より	30P
VII 川西市の参画と協働のまちづくりにかかる取組経過	32P

1 策定の趣旨

本市では、参画と協働のまちづくりを推進するため、その基本理念等を示す「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」（以下、「条例」という。）を平成22年10月から施行しています。

条例第12条では、市民公益活動への支援及び市民等との協働について、「市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする」と定めています。

また、条例第13条では、その実効性を担保するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施することとされています。

折しも、平成25年度から第5次川西市総合計画がスタートします。総合計画の役割のひとつとして、「市民・市民公益活動団体・事業者・行政など様々な主体が、参画と協働のまちづくりを進めていくうえにおいて共有すべき指針」ということが明記されています。

このような背景の下、本市のもつ「市民力」や「地域力」が發揮できる環境を整え、市民等の公益的な活動をさらに推進し、それを礎として参画と協働のまちづくりを実現するという条例の理念を具現化するとともに、総合計画を補完するため川西市参画と協働のまちづくり推進計画（以下、「計画」という。）を策定します。

「参画と協働のまちづくり推進条例」より抜粋

（市民公益活動への支援及び市民等との協働）

第12条 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

（基本計画）

第13条 市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 計画策定の時代背景

（1）地域社会を取り巻く環境の変化

私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少による社会構造の変化、ひとり暮らしの高齢者、職に就かない・就けない若者の増加など大きく変化しています。

こうした状況を背景に、市民ニーズや地域課題も多様で複雑なものとなり、安全に、安心して暮らせる地域社会を行政だけで実現していくことはますます難しくなっています。

また、地域においては、自治会加入率の低迷・減少、地域活動における役員の負担感の増大やなり手の不足、また、地域における団塊の世代の活躍機会の確保などという様々な課題が出てきます。

(2) 「地域力」への期待

その一方で、地域では、子どもや高齢者の見守り活動、自主防災活動など、市民等による自主的な取組みが生まれ、地域の課題解決に大きな役割を果たしている事例が多くあります。これからの中長期社会における「地域力」の重要性が改めて認識されつつあります。行政による公平・均一なサービス提供に加え、地域の特性や課題に応じた市民等の取組みが活発に行われることが、すべての市民の安全・安心な暮らしを支えることにつながります。

3 計画期間

こり計画の計画期間は、第5次川西市総合計画の前期基本計画に合わせ、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢や本市の状況の変化などに対応するため、毎年度、進捗状況を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

1 3つの基本理念と目指す姿

参画と協働のまちづくりを推進するための基本理念については、条例の中で次の3つが示されています。

①『公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと』

・・・まちづくりに関わる人が、パートナーとして相互に信頼し合うことは非常に大切です。また、多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには、それぞれの主体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため、それぞれの活動に関し、目的や方法など情報を提供し合い、共有することが重要です。

②『自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと』

・・・まちづくりに関わる人が、それぞれの持つ役割と責務を明確にして、抱えるそれぞれの課題・問題点に対し、自助・共助・公助の原則に基づき、それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は、自助(個人や家族でできることは個人や家族で解決する)、共助(自助で解決できないときは、解決できる人や、地域や団体、市が協力して行う)、公助(自助、共助でもできないことは、行政が主体となって行う)」という、問題をより身近なところで解決しようとするもので、「補完性の原理」といわれています。

③『対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと』

・・・普段のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりに関わる人がそれぞれ自立した存在として尊重し合うことが大切です。また、パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し、共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。

計画の策定にあたっては、これら3つの基本理念を最大限尊重し、そして、まちづくりに関わるあらゆる人のつながりや絆を礎に、市民みんなでかけがえのない「ふるさと川西」をさらに住みよいまちにしていくという条例の目的の実現に資するよう努める必要があります。

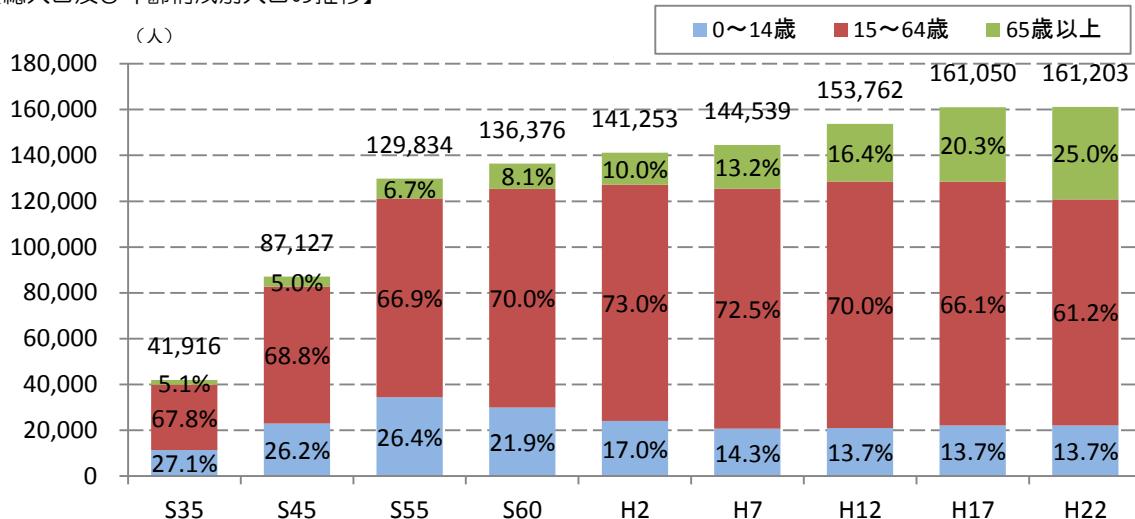
第3章 本市の現状

1 人口等の推移と予測

人口は昭和30年代中頃から急増し、平成12年までは増加傾向にありました。しかし、平成17年以降は約16万人で推移し、現在は微減の状況となっています。年齢構成別人口は、0~14歳が減り、65歳以上が増え、少子・高齢化の傾向が顕著に表れています。

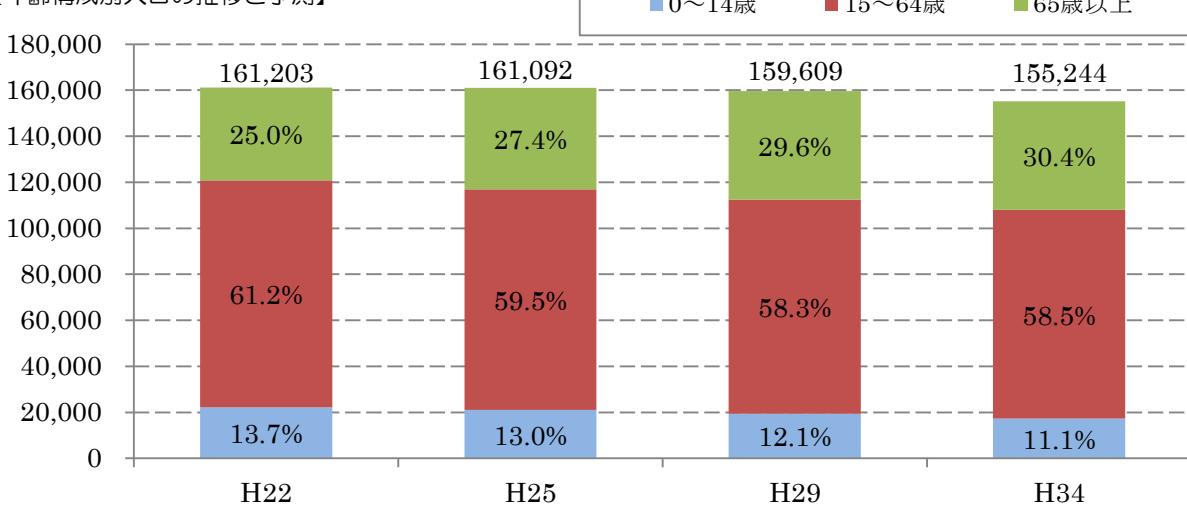
また、将来人口予測では、10年後の平成34年には約15万5千人となり、約5千人の減少が見込まれています。

【総人口及び年齢構成別人口の推移】



資料：昭和35年～平成12年は「国勢調査」、平成17年、22年は「住民基本台帳」及び「外国人登録人口」
(各年10月1日)

【年齢構成別人口の推移と予測】



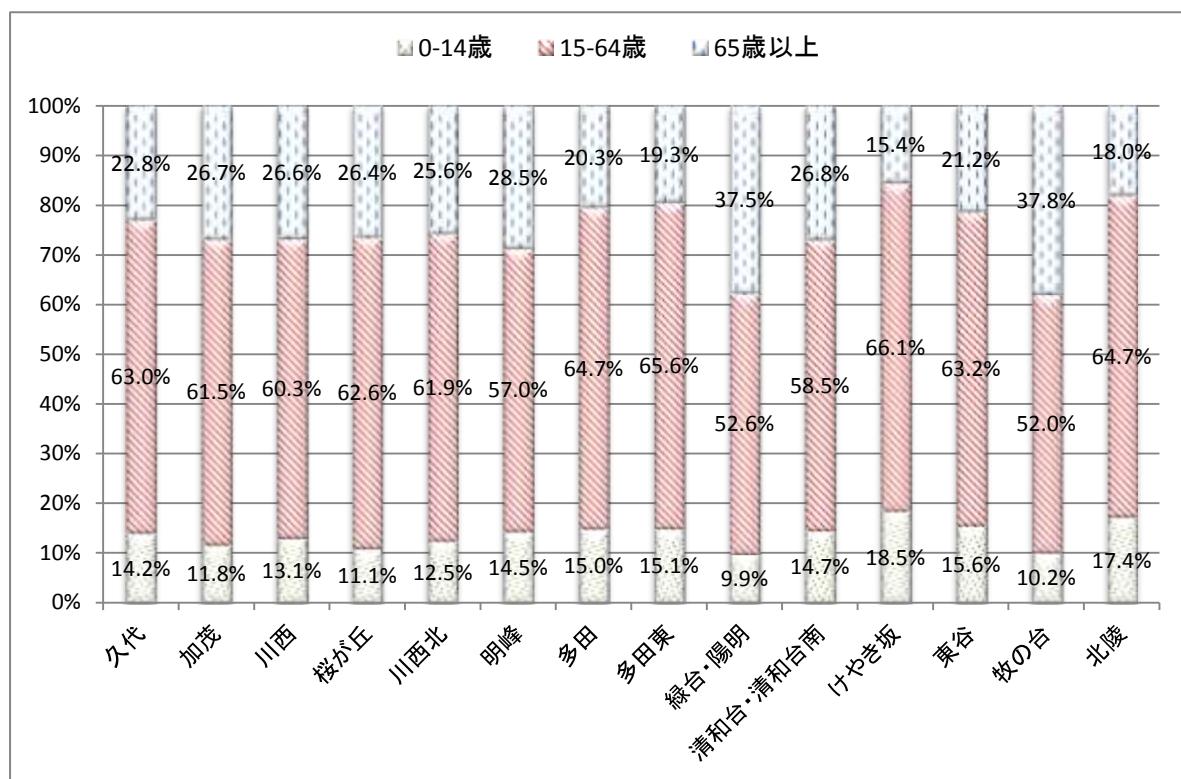
資料：平成22年住民基本台帳及び外国人登録人口
平成25年～平成34年 市政策課推計（各年10月1日現在）

2 地域別高齢化の状況

本市では、全国的な傾向と同様に高齢化率(65歳以上人口が全人口に占める割合)は年々上昇しています。

概ね小学校区単位の人口構成をみると、次のとおり、地域によって、かなり状況に差があることがわかります。

【 小学校区(概ね)別人口構成 (24.3.31 現在) 】



※ 市 HP 「地区別、年齢別人口集計表」より

第4章 まちづくりの担い手の現状と課題

市では、計画の策定にあたり、市民アンケートや職員アンケートを実施し、現状や課題の把握を行いました。

その結果や「川西市参画と協働のまちづくり推進会議」（以下、「推進会議」という。）での議論の中から、まちづくりの担い手別に次のとおりの現状や課題が明らかになりました。

1 市民

推進会議では、「地域や行政に無関心な人が多い」、「地域参加へのきっかけがない」、「コミュニケーションを図る場が少ない」、「お互い様の精神、人情味が薄れてきた」、「ふるさと意識が少ない」、「新しく移ってきた住民に、地域に参加する意識がない」などという現状や課題が出されました。

一方、市民アンケートの結果では、「地域のことに関心がある」と回答した人が、全体の85%(H22数値)を占めています。

また、「自治会やコミュニティなど、地縁で結ばれた団体の活動に参加している」、または、「過去に参加したことがある」という人は、全体の56.6%(H23数値、以下、同じ)を占めています。一方、「ボランティア、NPOなど志で結ばれた団体の活動に参加している」、または「参加したことがある」という人は、全体の16.3%となっています。なお、活動への参加意欲をみると、「きっかけがあれば参加してみたい」と思っている人が、^{※1}地縁団体の活動では28.1%、^{※2}志縁団体の活動では50.0%と、きっかけづくりの重要性がうかがえます。

※1 地縁団体：自治会、コミュニティ、地区福祉委員会など居住することでつながった団体

※2 志縁団体：NPO やボランティアなど、特定のテーマによる志でつながった団体

2 市民公益活動団体

市民公益活動団体は、その成り立ちや目的などから地縁団体と志縁団体に大別できます。

自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、地区福祉委員会などの地縁団体は、自治会加入率の低下や役員のなり手不足などの課題を抱えており、また、ボランティアや NPO 法人などの志縁団体は、活動基盤（資金、人材、拠点）の弱さや NPO 法人に対する認知度の低さなどの課題を抱えています。

さらに、市民公益活動団体に共通する課題として、担い手の高齢化・固定化、財源や拠点不足、情報収集・発信力の弱さ、他団体等との連携・協力関係の希薄さなどが挙げられます。

3 事業者

市内には、さまざまな職種の事業者が活動しています。また、事業者を中心に構成された諸団体があります。

これまでも、事業者は様々なイベントの企画運営などを通じ、まちの活性化に取り組んできました
が、営利のみを目的とするのではなく、地域貢献という立場で地域住民と課題解決に向けて取り組む
という関係は希薄になりました。

しかし、現在、市民と共に活動できる場や機会を持つとする地域貢献の動きが盛んになってきて
います。

事業者は、地域間のネットワークを備え持っています。地域での主体の一つであるとともに、志縁
団体と同様、地域と地域をつなぎ、市域全体の活性化のけん引役としての役割がさらに求められてい
ます。

4 市

参画と協働のまちづくりの推進に関して、市の果たすべき役割は非常に重要です。

しかしながら、「職員の参画や協働に対する意識が低い」、「縦割り組織の弊害」、「市民公益活動に
対する支援策が不十分である」、「公平性・中立性が多様性を抑えてしまっている」などの課題が指摘
されています。

また、平成23年度に実施した職員アンケートの結果からは、46.6%の職員が、仕事を進めるう
えで「参画と協働」を意識しているが、53.4%の職員は意識していないという結果が出ています。
意識していない理由としては、その半数近い職員が「手法やプロセスがわからない」と回答していま
す。

さらに、「参画と協働のまちづくりが必要だ」と答えた職員に、それを推進する上で必要なことを
尋ねたところ、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」という回答が45%と半数近くを占め
ています。また、仕事を進める上での、市民公益活動団体との関わりについて調査した結果、49.8%
の職員が「関わりがある」と回答しており、その相手方は、自治会39%、コミュニティ30.7%、
ボランティア17.1%、NPO9.7%という結果になっています。

第5章 市民公益活動への支援と協働の推進に向けて

参画と協働のまちづくりを推進するため、条例第14条では、市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、情報共有、担い手、意識啓発などについての施策を講じなければならぬとしています。

「参画と協働のまちづくり推進条例」より抜粋

(基本施策)

第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関すること。
- (3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

前章で明らかになった課題を解消し、条例第14条に規定する基本施策を講じるため、次章のとおりの取り組みを進めることとします。

なお、取り組みを進めるに当たっては、市職員と市民等の意識改革がきわめて重要です。参画と協働のまちづくりに関わる主体それぞれが、その重要性を認識した上で、情報の収集・発信を行うことが求められています。特に市の情報公開や説明責任、市民参画の保障は欠かせません。

このような意識改革があって、市民同士の連携や府内改革、市民等と市との情報共有や市民参画が進み、その進捗に応じて人材の発掘や育成、また活動に対する支援が進むと考えられます。

そして、それぞれの各段階において、常に評価・検証を行いながら取り組みを進めることで、効果的な施策の推進が図られ、その先の参画と協働のまちづくりの推進へつながります。

評価・検証は、市民等と協働で行うこととし、具体的な施策展開の中で、さらに市民等と市職員双方の意識改革や、より良い形での協働を模索します。

計画に掲げられた取組項目については、可能な限り数値目標を設定し、また、数値でその効果が測れ

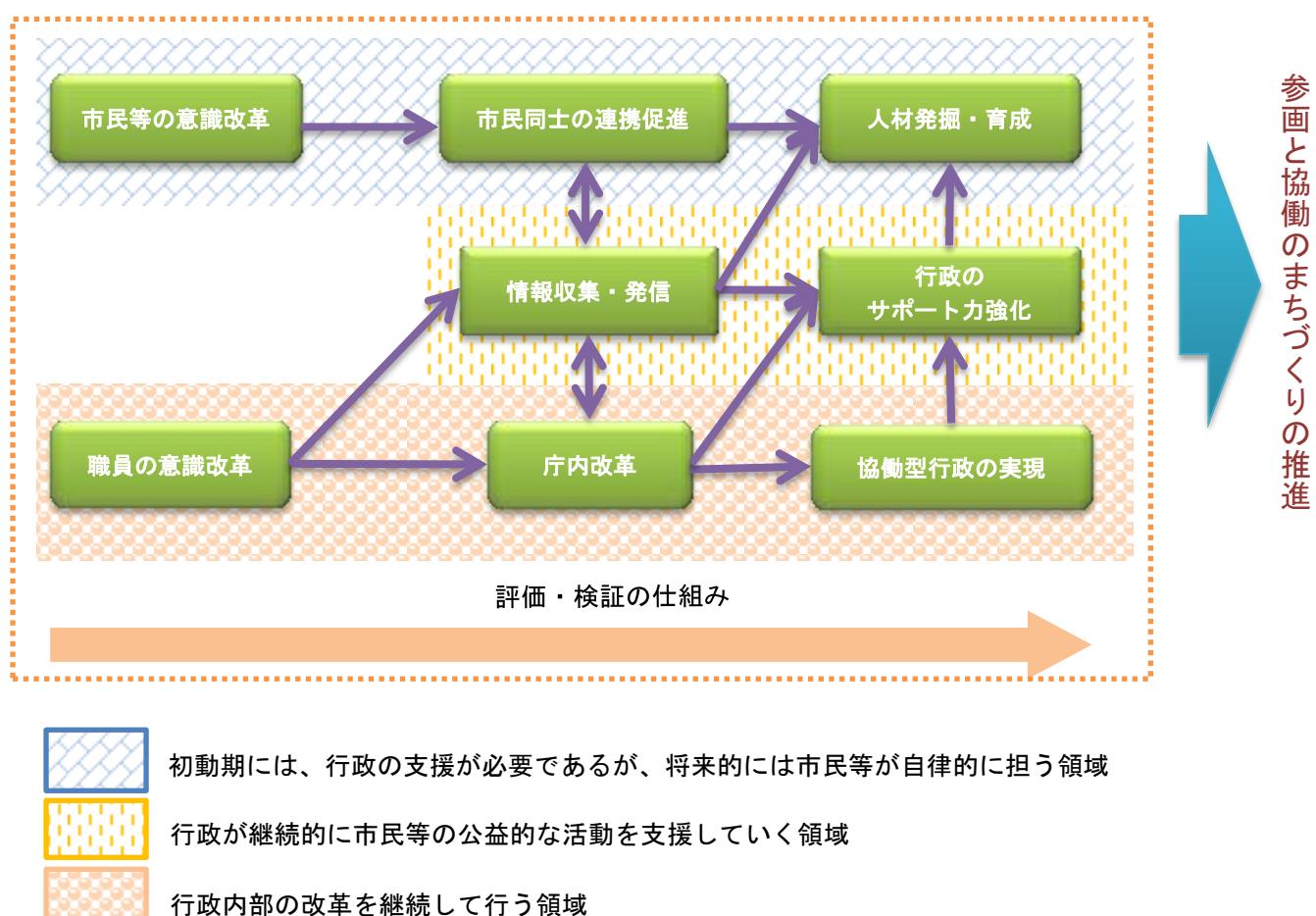
ないものについては実感調査を実施するなど、個別に進行管理を行います。

また、基本施策及び全体として参画と協働のまちづくりが進んでいるかどうかという評価については、市民等や市職員への実感調査などにより捕捉します。

さらに、市民等と協働で実施しているイベントや事業などについては、その双方にアンケート調査を実施し、その効果や改善点などを把握します。

一方、参画と協働のまちづくりを進める大きな要因の一つとして、厳しい財政状況が挙げられます。参画と協働のまちづくりの第一の目的はコスト削減ではありません。しかし、取り組んだ結果として、行政コストの削減につながるという意味で削減額について数値を把握することは必要であると考えます。評価・検証の結果として、事業・取り組みの実施を主管課だけで行うのではなく、組織間で連携して進めた方が効率的・効果的であると考えられる場合は、統合するなど効率的・効果的な事業展開を図ります。

以上に記載した市民公益活動の支援と協働を推進するイメージは下図のとおりです。



ここでは、条例第14条に掲げる基本施策を進めるための施策の方向と具体的な取組項目を掲げます。なお、その中でも重点的に取り組むものについては★印を表示しています。

【施策の方向と取組項目】

基本理念	基本施策	施策の方向	取組項目
○ ○ ○ 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。 公正性及び透明性を確保し、 相互に補完し合うこと。	1 情報共有の仕組みづくり	(1)多様な媒体による情報提供とネットワーク化 (2)市民公益活動に関する情報提供の充実 (3)多様な主体の情報が交流する場の充実	①「参画と協働」に関するホームページの充実 ②地域カルテの作成 ★ ③まちづくり出前講座の実施 ④市民公益活動情報の一元的な発信 ⑤ラウンドテーブルの開催 ★
	2 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり	(1)担い手の発掘・育成にかかる施策の充実 (2)財政的支援の充実 (3)市民公益活動にかかる活動拠点の充実 (4)気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実	①まちづくり連続講座の開催 ②組織力UP講座の開催 ③市民協働提案事業制度の創設 ★ ④自治会加入促進活動への補助 ⑤市民活動センターや自治会館などの利便性の向上 ⑥市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化 ★
	3 意識啓発の仕組みづくり	(1)府内協働推進体制の整備 (2)市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上 (3)市民公益活動や協働に対する市民等の意識の向上	①地域情報等の府内LAN掲示板での情報提供 ②協働推進本部会議の設置 ③職員研修会の開催 ④行政経営マネジメントサイクルへの「参画と協働」視点の位置づけ ⑤講座やイベントを通した市民等の意識の醸成とフォローアッププログラムの提供 ⑥地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催

基本施策 1 情報共有の仕組みづくり

情報の共有は、協働のパートナーを見つけること、相手との信頼関係を築くこと、目的を共有し、お互いの役割を知ること、お互いを補い連携・協力することなどに必要な、非常に大切な要素となります。



◎施策の方向

- (1) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化
- (2) 市民公益活動に関する情報提供の充実
- (3) 多様な主体の情報が交流する場の充実

施策評価指標

名称	方向性	基準値(H23)	目標値(H29)
自分の住んでいる地域の情報が得られていると感じる市民の割合	↗	(新規指標)	(未設定)
市民実感調査より			
必要な市の情報が入手できたと感じている市民の割合	↗	53.8%	60.0%
市民実感調査より			
市民の公益的な活動に関する情報が得られていると感じる市民の割合	↗	(新規指標)	(未設定)
市民実感調査より			

取組項目

	取組項目	内容	担当課等	成果目標等
①	参画と協働に関するホームページの充実	「市参画と協働のまちづくり推進条例」をはじめ、市民参画、市民公益活動や協働に関する情報を掲載したホームページの充実を図ります。	広報室、地域分権推進課、地域・相談課など	コンテンツの充実、情報の一元化
★ ②	地域カルテの作成	地域の課題や資源等を書き込んだ地域カルテを地域住民とともに作成し、市と地域住民が地域の状況を共有し、今後のまちづくりに生かします。	地域分権推進課など	概ね小学校区単位で、14地域の地域カルテを作成
③	まちづくり出前講座の実施	<p>市民の要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや制度、事業の内容などについて説明する「まちづくり出前講座」を見直し、実施します。市民と市が情報を共有し、市民の市政への関心や理解を深めてもらうことにより、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>特に、市民参画の手段としての「意見提出手続」（パブリックコメント）に関わる事業については、出前講座を実施するなど積極的にPRに努めます。</p>	地域分権推進課、各課	平成23年度 参加者数 4,901人 ↓ 平成29年度 参加者数 10,000人
④	市民公益活動情報の一元的な発信	<p>市民活動情報紙「せーの」や社会福祉協議会のボランティア情報紙「にじ」などの情報紙、また各地域が作成しているホームページなどにより、個別に発信している情報を統合し、市民の公益的な活動を一元的に情報発信できるツールを作ります。また、市内・市外における先進的な取り組みについても情報発信します。</p> <p>事業者には今後さらに地域の一員としての社会貢献活動が期待されるため、事業者に向けての情報発信も行います。</p>	広報室、地域分権推進課、地域・相談課、商工農林労政課、福祉政策課（社会福祉協議会）、各公民館など	各所管が個別に情報発信しているものについて、媒体や情報を一元化
★ ⑤	まちづくりラウンドテーブルの開催	市全体や各地域において、自由な雰囲気で意見交換できる「まちづくりラウンドテーブル」を開催します。誰でも参加することのできる自由な雰囲気の場を設定することで、多様な主体の情報が交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築いていくことができます。	地域分権推進課、地域・相談課など	全市的なラウンドテーブル 10回/年、各地域ラウンドテーブル 20回/年

基本施策2 担い手の発掘、育成、活動支援の仕組みづくり

多くの団体が直面している課題として、『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」、「会員の確保が難しい」、「参加する意欲があっても参加の仕方が分からぬ」などといった声が多く聞かれます。一方で、市民アンケートの結果では、「きっかけがあれば参加してみたい」と思っている人が、地縁団体の活動では28.1%、志縁団体の活動では50.0%と、きっかけづくりの重要性がうかがえます。



今後、様々な市民公益活動を活性化するためには、「担い手づくり」が非常に重要となります。

さらに、必要とされる活動が持続し、課題に応じて発展・展開していくように支援を充実しなければなりません。そのための支援策は、活動拠点や財政面だけにとどまらず、団体間などをつなぐネットワークの形成など多岐にわたります。

◎施策の方向

- (1) 担い手の発掘・育成にかかる施策の充実
- (2) 財政的支援の充実
- (3) 市民公益活動にかかる活動拠点の充実と連携
- (4) 気持ちや活動をつなぐ中間支援機能の充実

施策評価指標

名称	方向性	基準値(H23)	目標値(H29)
自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	↗	37.3%	50.0%
	市民実感調査より		
ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合	↗	7.5%	30.0%
	市民実感調査より		

取組項目

	取組項目	内容	担当課等	成果目標等
①	まちづくり連続講座の開催	まちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりリーダーづくりなど、まちづくりの担い手を発掘・育成することを目的として、連続講座（講演会）を開催します。	地域分権推進課、地域・相談課、商工農林労政課など	5回/年
②	組織力UP講座の開催	市民公益活動団体に対し、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面を学ぶ講座の開催やアドバイザー派遣を行い、組織の管理・運営を行える人材の育成・支援を図ります。	地域分権推進課、地域・相談課など	20回/年
★ ③	市民協働提案事業制度の創設	市民公益活動を行う団体等が、地域課題を解決するために、市と一緒に取り組むことでより効果が高まる事業を市に提案したり、市がテーマを提示して市民公益活動を行う団体等から広く企画提案を募り、採用されたものに対し、助成等を行います。	地域分権推進課など	5件/年
④	自治会加入促進活動への補助	自治会が実施する加入促進活動に対し、必要な経費について補助を行います。	地域・相談課	20自治会/年
⑤	市民活動センター や自治会館などの利便性の向上	市民公益活動の拠点である市民活動センター、公民館、コミュニティセンター、自治会館などの利便性向上に努め、活動の推進を図ります。	地域・相談課、教育委員会など	利用者満足度アンケートにより捕捉
★ ⑥	市民活動センター やボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化	市民公益活動団体同士や事業者、行政とをつなぐため、市民活動センター や社会福祉協議会など中間支援機能の強化を図るとともに、連携機能の充実を図ります。	地域分権推進課、地域・相談課、福祉政策課（社会福祉協議会）など	利用者満足度アンケートにより捕捉

基本施策3 意識啓発の仕組みづくり

市民公益活動及び協働を進めるためには、まずは、市の職員や市民等がその重要性についての認識を深め、そしてまちづくりへの関心を高め、さらに実践に結びつけるための施策が必要です。また、まちづくりへの参加を促進するための環境やきっかけも重要です。



◎施策の方向

- (1) 庁内協働推進体制の整備
- (2) 市民公益活動や協働に対する市職員の意識の向上
- (3) 市民公益活動や協働に対する市民意識の向上

施策評価指標

名称	方向性	基準値(H23)	目標値(H29)
仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合	↗	46.6%	100.0%
		職員アンケート調査より	
市民公益活動に参加している職員の割合	↗	(新規指標)	(未設定)
		職員アンケート調査より	
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると感じる市民の割合	↗	(新規指標)	(未設定)
		市民実感調査より	

取組項目

	取組項目	内容	担当課等	成果目標等
①	地域情報等の庁内 LAN掲示板での情報提供	地域情報を積極的に職員に配信することにより、職員が地域活動の現状を知ることができます。さらに、現状を知ることで、地域活動への職員参加を促進し、職員の参画と協働のまちづくりへの理解を深めます。	地域分権推進課、地域・相談課、各課	地域情報をよく知っていると感じる職員の割合
②	協働推進本部会議の設置	行政内部での協働に関する情報を共有し、横断的に動ける組織にするため「協働推進本部会議」を設置します。	地域分権推進課など	開催回数 4回/年
③	職員研修会の開催	「参画と協働のまちづくり」についての職員意識の向上に向けて、研修会を開催します。	地域分権推進課、職員課など	参加者数 100人/年
★ ④	行政経営マネジメントサイクルへの「参画と協働」視点の位置づけ	「計画(plan)」、「実施(do)」、「評価(check)」、「改善(action)」の各段階において、「参画と協働」の視点を持つことにより、職員の意識を高めます。	政策課、地域分権推進課、各課	行政経営品質向上プログラムにおいて、「参画と協働」視点を部の重点目標に設定
⑤	講座やイベントを通した市民意識の醸成とフォローアッププログラムの提供	各所管が実施している講座やイベントを通して、市民公益活動の意義や活性化に必要なことを、多くの人が共有し、意識の醸成を図るとともに、その経験を活かすためのプログラムを提供します。	地域分権推進課、地域・相談課、各公民館、各課	全講座に占めるフォローアッププログラムが提供されている講座の割合
⑥	地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催	多様なまちづくりの主体が交流する機会を設けることにより、他団体の取り組みを学び、生かすことができます。また、様々なネットワークが生まれます。	地域分権推進課、地域・相談課など	5回/年

本市では、これまで行政が主導して担ってきた地域の課題に対し、地域住民自らがその解決にあたるため、一定の権限や財源を地域へ移譲する地域分権制度の構築に向けた検討を進めています。

こうした取り組みは、住民自治を強化し、「参画と協働のまちづくり」を進める上において、極めて有効な手段の一つであるとの認識から、推進会議においても積極的な意見交換が行われ、その結果、制度の構築に向けて留意すべき8つのポイントが挙げられました。

制度の構築については、今後、市民の皆さんとともに十分な議論を行い、検討を進めていきます。

以下、推進会議の答申からの抜粋です。

1 地域分権制度検討にあたっての基本的姿勢について

今後の地域自治システムを考えるうえでは、行政は「全市一律」にこだわらず、それぞれの地域にあったメニューを許容するという姿勢が重要になります。

また、多様な主体が一緒になって、地域が5年後、10年後にどうあるべきなのかということを見据えて、議論を進めていく必要があります。

なお、この場合の「地域」とは、概ね小学校区単位を意味しています。

2 地域自治における組織・担い手について

これまでの推進会議での議論や行政からの報告、また、地域別懇談会の報告書から、自治会の規模やコミュニティ推進（連絡）協議会の成り立ちや構成、そして、各種団体との関係性などの現状について、地域によって様々であることが見えてきました。

また、福祉部門においては、地域ごとに地区福祉委員会の活動として、福祉デザインひろばづくり事業の展開など、既に「参画と協働のまちづくり」の1つの形が始まっています。

一方、住民にとって最も身近な組織である自治会については、高齢化やライフスタイルの変化などにより、自治会加入率の低下に歯止めがかからない状況となり、それに伴い、自治会を核とした、地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会の活動にも少なからず影響が出てきています。

こうしたことから、地域自治システムを考えるにあたっては、歴史ある既存の活動の良い部分を十分に生かしていくとともに、自治会、コミュニティ推進（連絡）協議会、地区福祉委員会などの関係性を改めて見直し、地域の実情に合った多様なパターンを想定することが重要です。

また、現在、地域においては、地域組織と事業者やNPOなど、多様な主体による協働のまちづくり

りのスタイルが確立できていない状況にあります。今後、地域自治を進めるにあたっては、これら地域に関わる様々な活動主体が相互に、その地域活動を支える一員だという意識をさらに強め、共に地域課題の解決にあたること、そして、特に事業者やNPOならではのネットワーク力を発揮することが求められます。

3 地域分権制度の受け皿組織について

川西市では、昭和50年代からコミュニティづくりを進めており、自治会を核とした地域における様々な団体のネットワーク組織としてのコミュニティ推進（連絡）協議会が、概ね小学校校区単位で結成され、1つの小学校区を除いた13の地域のコミュニティ推進（連絡）協議会で、地域の特色を生かした活発な活動が展開されています。

振り返れば、当初に示されたコミュニティ行政を推進するにあたっての基本的な考え方や目指すべき方向性は、今日的にもなお有効であり、各地域におけるコミュニティ組織が、その目的を果たしうる組織として機能しているならば、現在進めようとしている地域分権の受け皿組織としての役割を十分に担うことができるものと考えます。

しかしながら、地域によっては、組織運営等に様々な課題を抱えている実態もあることから、地域の実情に応じた受け皿づくりを進めることが必要です。また、その受け皿組織を、誰がどのように認定するのか、どのような権限を移譲するのかについて、その基本的な部分を示すことが必要です。

4 合意形成と責任について

地域自治の仕組みの中で一番大事なのは、合意形成の仕組みであると考えます。

公金を使って事業をする場合、地域の中で合意が図られ、誰もが納得する公共的な目的がなければなりません。

自治会は、地域自治組織の「核」になることは言うまでもありませんが、非自治会員をはじめ、1人でも多くの地域住民をどう巻き込んでいくのか、また、詳細については役員会で決めるとしても、お金の使い方や地域の中の優先メニュー付けといった基本的な部分については、例えば住民総会を開いて意見を吸い上げるなど、合意形成の仕組みを作ることは不可欠であり、条例などでしっかりと担保する必要があります。

また、地域住民の合意のもとで行った事業については、その分の責任は自分たちで負わなければいけないという自覚を持つことが必要です。

5 地域情報の共有について

地域自治を進めるうえでは、地域情報の共有が不可欠になります。

そのため、「地域カルテの作成」や「ラウンドテーブル」の開催が必要となります。行政は、コーディネーターとしての役割をしっかりと發揮し、これら仕組みの実現に努めてください。

6 地域分権にかかる権限や財源について

これまでの補助金の多くは、市役所の各課が、それぞれの行政目的の実現に向けて、縦割りで支出する形になっており、地域の住民にとっては事務作業が煩雑になっています。また、類似した仕事を複数の部署からの補助金で実施しなければならないケースもあるなど、使いづらく、かつ非効率なものになっていることが想定されます。

地域分権を進めるためには、権限と財源が必要になりますが、何の仕組みも無しにこれらを移譲するということはあってはならないことであり、これらを受け取る地域においては、地域のありたい姿の実現に向けて、必要となる事柄を整理した、地域住民の合意を前提とした計画を策定し、これに基づいて権限や財源を移譲するというイメージで捉える必要があります。

そのため、まずは、行政のどの部門からどんなお金が地域に支出されているかを一覧表にし、これらの関係や地域で行われている活動の実態を把握することが必要です。

また、地域に移譲された財源は、繰越しや人件費の充当が可能か否かということは、地域にとって非常に大きな問題になりますので、地域自治を進めるうえで使いやすい資金運用のあり方についても、十分に市民の皆さんとの意見交換をしなければなりません。

さらに、補助金の検証だけではなく、現在は行政が直接的に行っているサービスであっても、地域・行政双方が、地域で担う方が望ましいと判断される場合は、可能な限り地域が主体となった取り組みができるよう配慮する必要があります。

7 地域担当職員制度について

地域と行政を結ぶ地域担当職員は、単に地域課題を行政に伝えるだけではなく、先述した地域カルテの作成やラウンドテーブルの開催を支援するとともに、協働の取り組みを進めるにあたっての課題提起も積極的に行なうことが求められます。

この点については、今後、市民の皆さんや職員の皆さんとの意見を十分に聞きながら、地域とともに地域づくりを進めていくという強い意志を持って、制度の構築に努めてください。

また、地域担当職員同士の情報共有や、それらの情報を活用する仕組みの検討も必要になりますので、庁内においても十分に調整してください。

8 地域自治における活動拠点について

現在、活動している地域団体の中には、活動拠点が確保できていないところもあります。

地域活動の事務局として使用できるような場所も必要となりますが、その管理や運営も含め、地域

の実情に応じて、どのような拠点が必要なのかということを十分に議論し、地域住民の合意を得て選択する必要があると考えます。

その際には、新たに施設を整備するのではなく、用途は異なっていても、機能が果たせる施設が存在するならば、その有効活用を図ることを第一義に考える必要があります。

資料編

I 川西市の自治会の現状について

もっとも身近で基礎的な住民自治組織として、自治会があります。

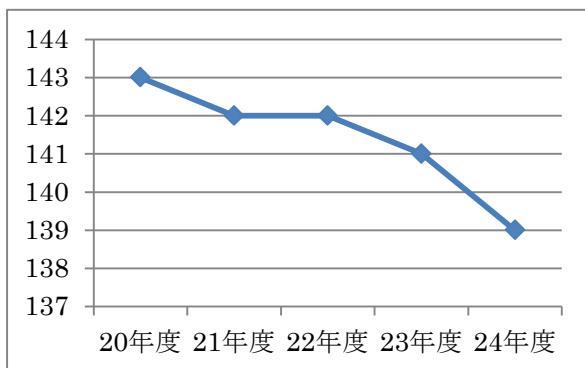
隣近所に住む人たちで自主的に運営され、その地域に住む人が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、気軽に付き合い、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりをめざして活動していくことを目的としています。

また、地域における諸問題を解決するにあたり、広域で取り組んだ方が効果的であるものについては、概ね小学校区単位で組織されるコミュニティ推進（連絡）協議会の一員として他の地域活動団体とともに取り組み、お互いの活動の連携、調整を行っています。

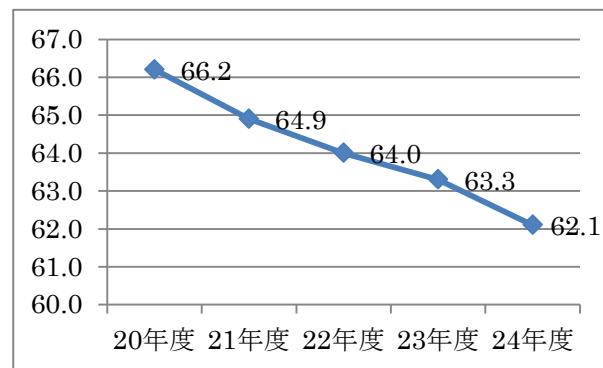
活動の具体的なものとしては、自主防災組織による訓練や防犯パトロールなどの防災・防犯などの生活安全活動、自治会館・公園・広場などの維持管理などの環境美化活動、祭りやハイキングなどの親睦交流活動、行政連絡の伝達、募金協力などの福祉活動、行政への陳情・要望等があります。

平成24年4月1日現在、市に届け出がある自治会は139団体ですが、現在自治会への加入率は毎年下がり続け、平成15年度に70.9%だったものが、平成24年度には62.1%となっており、住民の自治会離れが大きな課題となっています。

※自治会数の推移



※自治会加入率の推移



自治会活動は、住民の方々の相互理解が不可欠ですので、未加入世帯や新しく地区内に住まれることになった人に対して、積極的に活動内容などの情報を提供することも必要です。

また、未加入者の中には、学生や高齢者世帯といった様々な立場の人があります。その立場に応じた形で、無理なく自治会と付き合っていけるような制度（例えば、会費や役の軽減といった「準会員制度」など）を取り入れるなど、加入しやすい環境を整えている自治会もあります。

市では、次のとおり自治会への支援を実施しています。

① 自治会報償金の交付

自治会活動を奨励するために、各自治会へ一律1万円と1世帯あたり140円の合計額を自

治会報償金として交付しています。

② 自治会館整備事業補助金の交付

自治会が地域住民の親睦及び福祉の向上を図ることを目的に、自治会館を整備したり、建物の定期報告を行う場合、その経費の一部を補助する制度です。

③ 自治会長会議の開催

「市民とのコミュニケーション」は協働のまちづくりの原点であることから、自治会長の皆さんに市の施政方針のあらましを説明するとともに、意見交換の場として地域の現状を把握し相互理解を深めるため、市長・副市長をはじめ各部長が出席し、市内 5箇所で毎年開催しています。

④ その他

- ・市への転入者に対し自治会加入案内のチラシ配付、広報誌やホームページに加入を呼びかける標語などの掲載を行うなど自治会加入促進の支援を実施しています。
- ・自治会についてもっと詳しく知りたいとおっしゃる方を対象に「自治会運営ガイドブック」を作成しており、自治会長会議の折に自治会長にも配付しています。

Ⅱ 川西市のコミュニティ推進(連絡)協議会の現状について

本市では、昭和40年代に都市化が急激に進むとともに、宅地開発に伴って人口が急増し、地域の連帯意識や自治意識の希薄化が懸念されるようになりました。

そこで、より住みやすい地域社会の形成に向けて、住民の皆さんのが自ら行動し、ふるさとづくりを進めていくことをめざして、昭和50年代半ばからコミュニティの推進に取り組んできました。

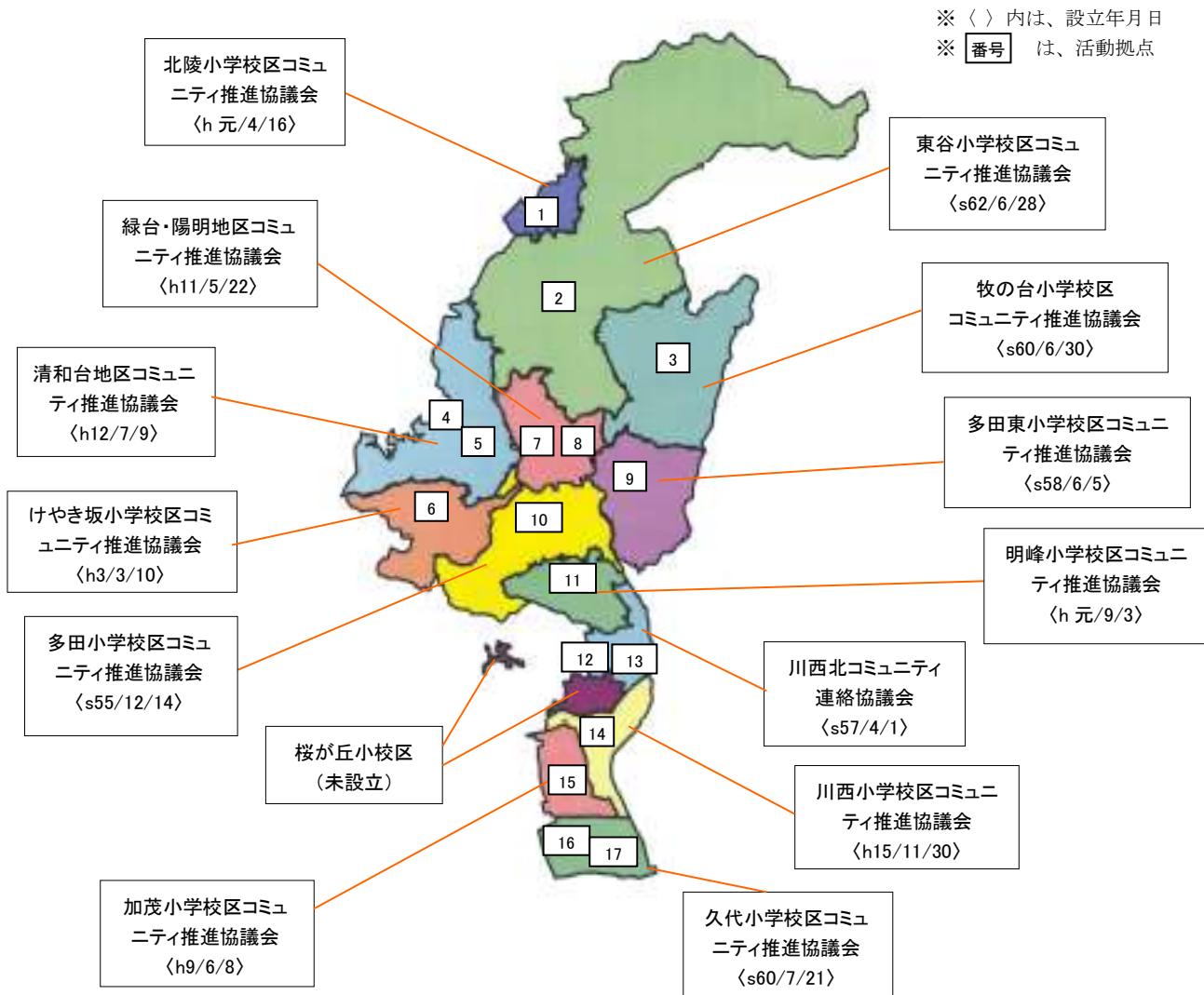
本市におけるコミュニティの定義は、「住民が日常生活の場を通して、その地域の共通の目標を持って自らの役割を認識し、“連帯と自治意識に支えられたまちづくり”をめざすまとまりのある地域社会」としています。また、コミュニティの範囲は、概ね小学校区を基本として、その地域の特性を考慮しながら設定されています。

コミュニティの構成団体は、エリア内の各自治会を中心に、PTA、子ども会、老人会、消防団、商店会といった、さまざまな団体で構成されています。この構成団体は、コミュニティによって異なります。

コミュニティ組織は、自治会とこれら各種団体の連携体制を構築するシステムとして、自治会とは異なる役割を担っています。また、自治会と比べ、より広いエリアと視野で、より多くの人を対象に、誰もがふるさとを感じられるような、心のふれあうまちづくりに取り組んでいます。

本市のコミュニティ推進(連絡)協議会の設立状況と活動拠点は、次のとおりです。

<コミュニティエリア図>



コミュニティ推進 (連絡)協議会		活動拠点		
北陵	1	コミュニティ室・コミュニティセンター北陵会館(北陵公民館)		
東谷	2	プラザ・ひがしたに、コミュニティ室・コミュニティセンター東谷会館(東谷公民館)		
牧の台	3	コミュニティセンター牧の台会館		
清和台	4	清和台第2自治会館	5	コミュニティセンター清和台会館(清和台公民館)
けやき坂	6	交流会館けやき、コミュニティ室・コミュニティセンターけやき坂会館(けやき坂公民館)		
緑台・陽明	7	グリーンプラザ	8	コミュニティセンター緑台会館(緑台公民館)
多田東	9	コミュニティセンター多田東会館		
多田	10	多田コミュニティ会館、コミュニティ室・コミュニティセンター多田会館(多田公民館)		
明峰	11	コミュニティ室・コミュニティセンター明峰会館(明峰公民館)		
川西北	12	川西北地区コミュニティプラザ	13	川西北小学校(コミュニティ室)
川西	14	川西小学校(会議室)		
加茂	15	コミュニティセンター加茂ふれあい会館、加茂交流会館		
久代	16	コミュニティ室・コミュニティセンター川西南会館(川西南公民館)	17	久代交流会館(久代小内)

III 川西市のボランティア活動の現状について

市内では、多くのボランティア活動が展開されており、古くから福祉にかかるボランティアについては、（社）川西市社会福祉協議会内のボランティア活動センターがその中心的な拠点となっていました。

そこでは、ボランティア活動に関する相談やボランティア依頼における調整、各種ボランティア講座等を開催しています。

また、ボランティアコーディネートやボランティア講座の開催においては、川西市障害児(者)地域生活就業支援センターなど関係団体や各種NPOとの連携を深め、事業を推進しています。

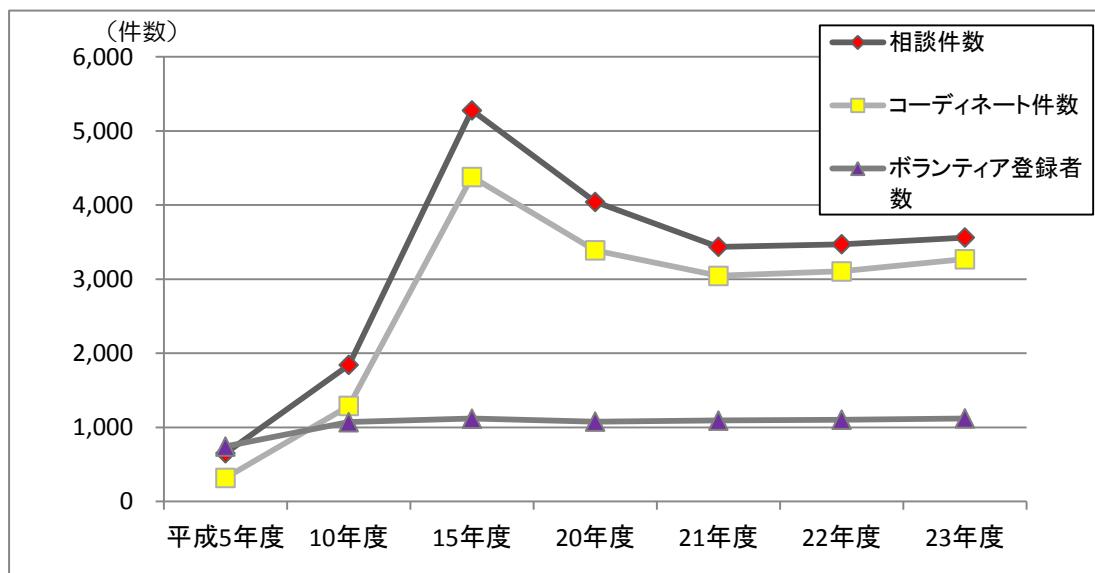
平成23年度末のボランティア活動センターの登録などの状況は次のとおりです。

【ボランティア活動センターの登録状況】

(単位：人)

		平成23年度末現在登録者		
		個人	グループ	合計
性別	男性	28	206	234
	女性	78	808	886
年齢別	20歳未満	12	36	48
	20～64歳	71	561	632
性別	65歳以上	23	417	440
	合計	106	47グループ	47グループ
			1,014	1,120

【ボランティア登録数と相談件数、コーディネート件数の推移】



また、ボランティア活動を普及させるため、ボランティア講座等の実施、ボランティア情報紙「にじ」の発行（ボランティア連絡協議会と共同編集・発行）、ホームページでの情報発信を行うとともに、ボランティアグループへの支援として、福祉分野を中心としたボランティア、NPO等へ講座、研修会を中心に情報提供を行っています。

なお、登録ボランティアグループに対し、次のとおり活動助成を行っています。

【登録ボランティアグループへの助成状況】

助成先	平成23年度 助成金額
36ボランティアグループ	1,199,000円
ボランティア連絡協議会	330,000円
合計金額	1,529,000円

また、自主的で継続的なボランティア活動を育成するため「ボランティア基金」を設置していますが、その状況は、次のとおりとなっています。

【ボランティア基金の状況】

ボランティア基金目標額	50,000,000円
平成24年3月31日現在基金額	17,573,417円

IV 川西市のNPO法人(特定非営利活動法人)の現状について

平成7年の阪神淡路大震災を契機として、特定非営利活動促進法が制定され、市内でも年々、NPO法人が増加しています。

また、法人格を持たない市民公益活動団体も、様々な分野で活発な活動を展開しています。それらの活動を支援し、つなぐための拠点として、平成14年に市民活動センター「パレットかわにし」(以下、「センター」という)がオープンしました。なお、センターについては、平成22年4月1日より指定管理者制度に移行し、特定非営利活動法人市民事務局かわにしと株式会社ジョイン川西によるコンソーシアム(連合体)で管理運営を行っています。

センターでは、市民公益活動の活性化や参画と協働のまちづくりの実践をモットーに、活動拠点の提供、市民公益活動のための情報提供やサポート相談など、市民公益活動団体等に対する支援を行っています。その具体的な支援等は次のとおりです。

- ① 活動場所や設備の提供(会議や作業などをする部屋やスペース・インターネット接続したPC・印刷機・コピー機等事務機器の提供)
- ② 市民公益活動に関する情報の収集や提供(各所からの助成金情報などの収集や、HP・ブログ・広報紙等による活動に役立つ情報の提供、図書の配架や貸出)
- ③ 相談によるサポート(「市民活動・NPOサポート相談」で、NPO法人化・起業・組織運営・各所とのコーディネートなど様々な内容の相談に対応)
- ④ 講座の開催・啓発(市民公益活動に役立つ各種講座の実施)
- ⑤ 交流の促進(かわにし市民活動ネットワーク交流会・利用登録グループ交流会・川西NPO法人ネットワーク交流会・その他様々な交流の場づくりの実施)

【市民活動・NPOサポート相談の実績】

(単位:回、件)

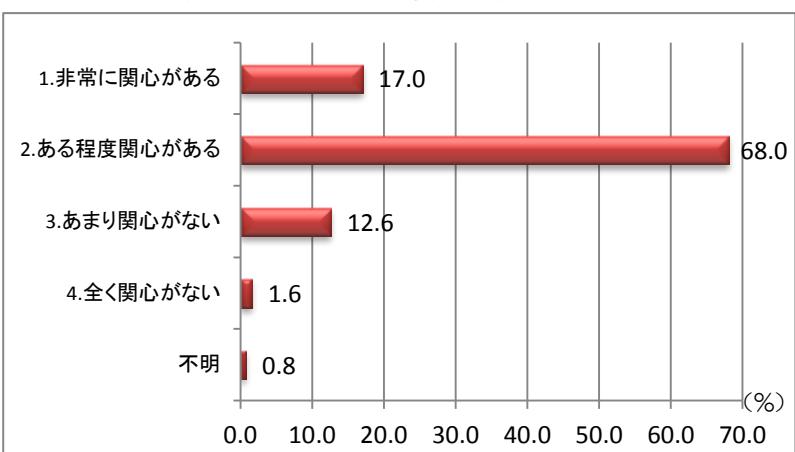
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施回数	140	定例日 47 +随時	定例日 47 +随時	定例日 49 +随時	定例日 49 +随時
相談件数	154	241	226	262	303
備 考	定例日は 毎週 月、水、金曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日	定例日は 毎週火曜日

V 市民アンケートの結果より

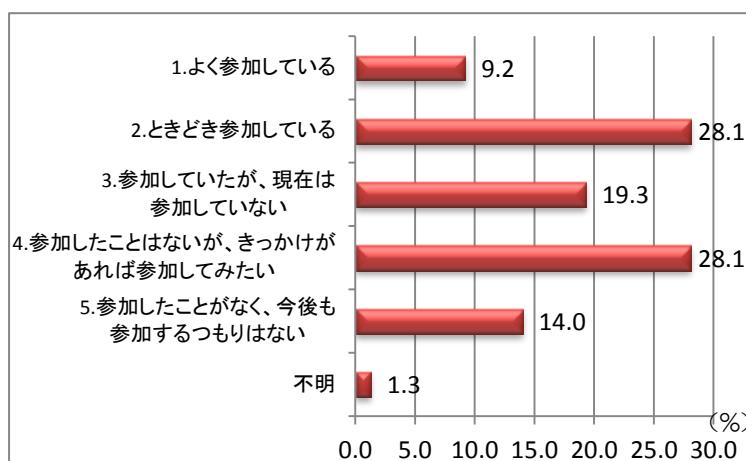
協働のまちづくりワークショップや参画と協働のまちづくり推進会議においては、「地域や行政に無関心な人が多い」、「地域参加へのきっかけがない」、「コミュニケーションを図る場が少ない」、「お互い様の精神、人情味が薄ってきた」、「ふるさと意識が少ない」、「新しく移ってきた住民が、地域に参加する意識がない」などの現状や課題が出されました。一方、市民アンケート（平成 22 年度「川西市参画と協働のまちづくりに関する市民アンケート」）の結果では、

地域のことに関心があると回答した人が、全体の 85% を占めています。

Q.あなたは、地域のことに関心がありますか



Q.あなたは、自治会やコミュニティなどの地域活動に参加していますか

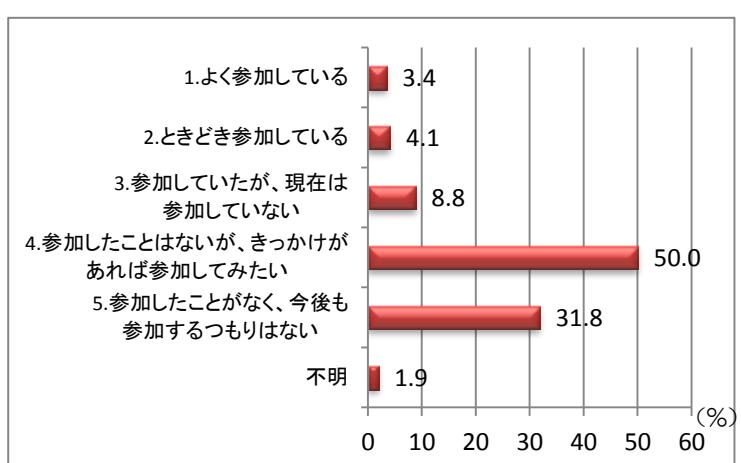


また、市民実感調査（平成 23 年度）の結果では、自治会やコミュニティなど、地縁で結ばれた団体の活動に参加している、または、過去に参加したことがあるという人は、全体の 56.6% を占めています。

一方、ボランティア、NPO など志で結ばれた団体の活動に参加している、または参加したことのあるという人は、全体の 16.3% となっています。

なお、活動への参加意欲をみると、きっかけがあれば参加してみたいと思っている人が、地縁団体の活動では 28.1%、志縁団体の活動では 50.0% と、きっかけづくりの重要性がうかがえます。

Q.あなたは、ボランティアや NPO などの活動に参加していますか



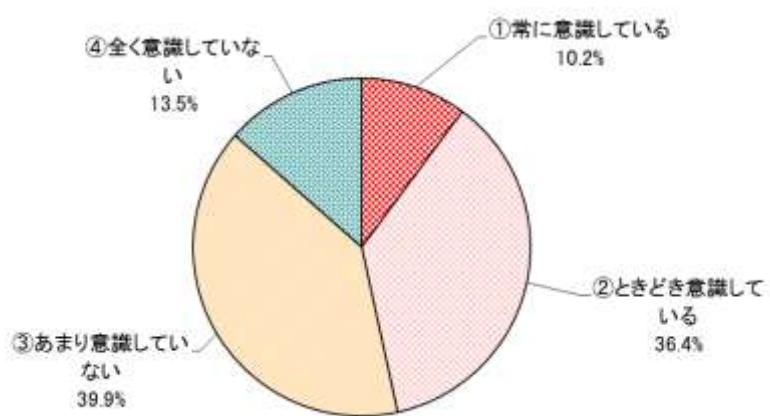
VI 市職員アンケートの結果より

参画と協働のまちづくりの推進に関して、市の果たすべき役割は非常に重要となります。

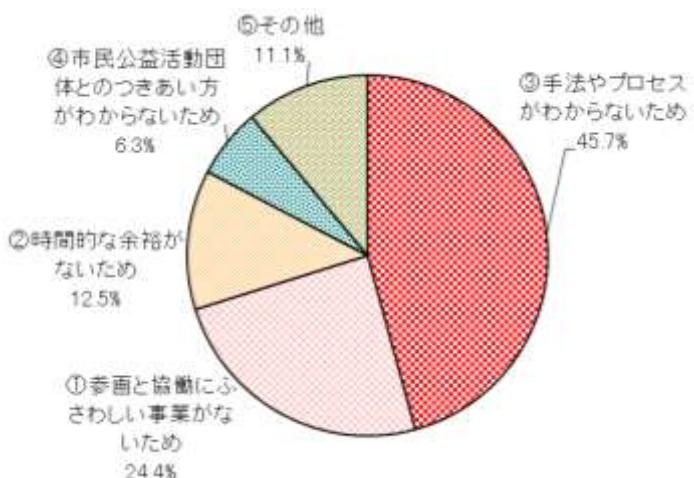
しかしながら、職員の参画や協働に対する意識が低い、縦割り組織の弊害、市民公益活動に対する支援策が不十分である、公平性・中立性が多様性を抑えてしまっているなどの課題が指摘されています。また、職員アンケートの結果からは、約半分の割合の職員が、仕事を進めるうえで「参画と協働」を意識していますが、約半分の割合の職員は意識していないという結果が出ています。意識していない理由としては、その半数近い職員が「手法やプロセスがわからない」と回答しています。

Q 仕事を進める上で「参画と協働」を意識していますか。

仕事を進める上で、「参画と協働」を常に意識している職員は、回答者の 10.2%であり、36.4%の職員はときどき意識していると回答しています。反面、39.9%の職員はあまり意識しておらず、13.5%の職員は全く意識していないという状況です。



Q 仕事を進める上で、「参画と協働」を意識していない理由はなんですか。

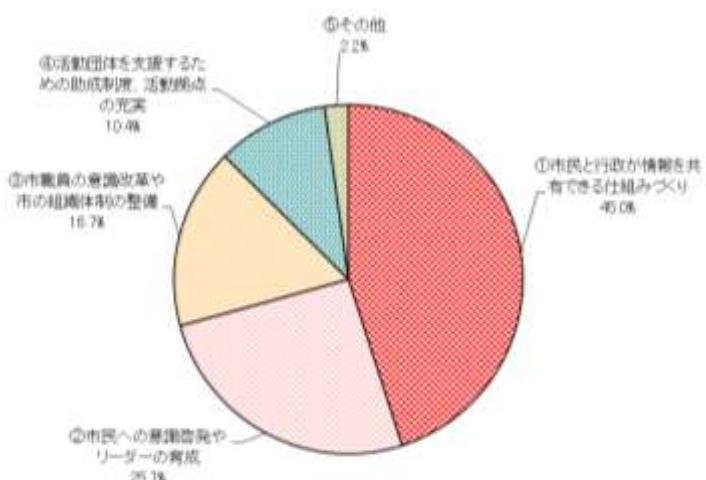


仕事を進める上で「参画と協働」を意識していない理由を尋ねた結果、回答者の半数近い 45.7%の職員が、手法やプロセスがわからないためと回答しています。また、参画と協働にふさわしい事業がない 24.4%、時間的余裕がない 12.5%、市民公益活動団体とのつきあい方がわからない 6.3%という結果になっています。その他の理由としては、そのほとんどが参画と協働の意味がわからないという理由でした。

Q 参画と協働を推進する上で、どのようなことが必要だと思いますか。

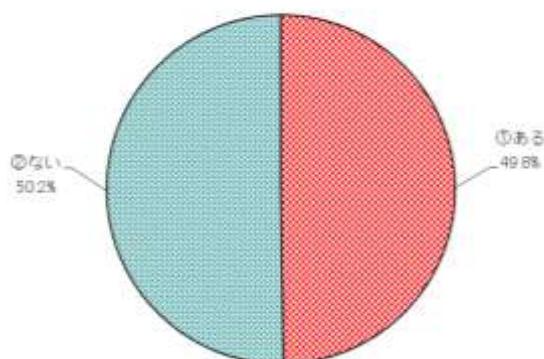
参画と協働のまちづくりが必要であると思う職員に、参画と協働を推進する上で必要なことを尋ねたところ、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」という回答が45%と半数近くを占めました。また、「市民への意識啓発やリーダーの育成」25.7%、「市職員の意識改革や市の組織体制の整備」16.7%、「活動団体を支援するための助成制度、活動拠点の充実」10.4%という回答結果となりました。

その他の意見としては、市民、市職員双方の自治意識の醸成、個人対個人の信頼関係などという意見もありました。

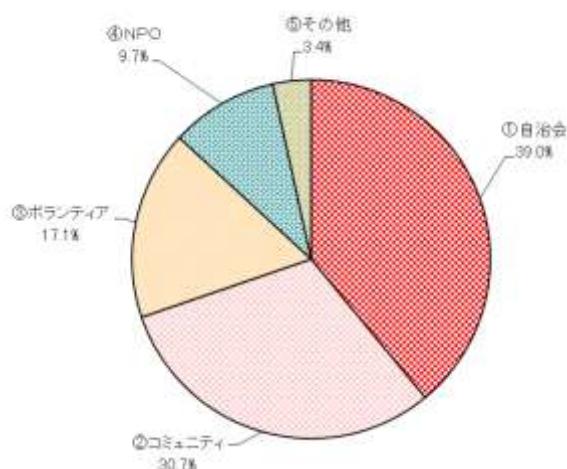


Q 担当業務は、市民公益活動団体との関わりがありますか。

担当業務が市民公益活動団体（自治会、コミュニティ、ボランティア、NPOなど）との関わりがあるかどうかを尋ねたところ、約半数の49.8%の職員が関わりがあると回答しています。一方、50.2%の職員は関わりがないと回答しています。



Q 関わりのある団体は？（複数回答可）



担当業務が市民公益活動団体（自治会、コミュニティ、ボランティア、NPOなど）と関わりがあると回答した職員に、関わりのある団体を尋ねたところ、自治会39%、コミュニティ30.7%、ボランティア17.1%、NPO9.7%でした。

その他として自主防災組織、PTA、老人会、まちづくり協議会、大学など、多くの団体が挙げされました。

VII 川西市の参画と協働のまちづくりにかかる取組経過

市では、これまで多くの人々に関わっていただき、参画と協働のまちづくりを進めてきました。その中で、平成14年度には市民公益活動の拠点施設となる市民活動センター「パレットかわにし」がオープンし、平成22年10月には「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」が施行されました。

その取組経過は、次のとおりです。

年 月	取 組 経 過
平成 10 年 5 月	「川西市まちづくり支援システム検討委員会」設置（学経5名） ・市民と行政の協働のまちづくりを具現化するシステムについての調査・検討
平成 12 年 6 月	「パートナーシップ型市民活動の促進報告書」 ・市民活動団体が抱える課題の抽出、課題解決に向けた支援のあり方
平成 12 年 11 月 ～平成 13 年 3 月	「パートナーシップ型市民活動検討会議」設置（公募12名） ・報告書に示された支援の基本的方策の内、会議室・作業室などの空間と機能の提供を中心にして議論。市民活動拠点づくりの構想をまとめた。
平成 13 年 5 月 ～11月	市民活動促進準備委員会 ・ジョイント川西の1Fに設置が決まった市民活動センターの施設レイアウト、オープン後の事業運営方法や組織体制などを検討。
平成 13 年 12 月 ～平成 15 年 6 月	市民活動センター委員会 ・センターのソフト面の事業内容、運営方法などを検討。
平成 14 年 6 月	川西市市民活動センター「パレット川西」オープン
平成 16 年 8 月 ～平成 17 年 5 月	「協働とパートナーシップのまちづくり懇話会」設置（学経4名、市民4名） ・協働とパートナーシップのまちづくりに向けて、行政が果たすべき役割を明らかにし、必要となる具体的な制度等の提案を行う。
平成 20 年 2 月	施政方針において、（仮称）市民参加条例の策定に着手する旨、表明
平成 20 年 9 月 ～平成 21 年 1 月	「協働のまちづくりワークショップ」設置（団体代表 10 名、公募市民 12 名、協働参画 PT 〈行政職員〉 10 名） ・協働のまちづくりの推進に向けて、必要となる具体的な仕組みについて、それぞれの立場から幅広い意見を述べる。
平成 21 年 3 月 ～5月	市民アンケートの実施・集計・分析
平成 21 年 6 月	協働のまちづくりワークショップ実施報告書作成、公表
平成 21 年 11 月	協働のまちづくり推進にかかる基本方針作成、公表
平成 21 年 7 月 ～平成 22 年 3 月	条例案の協議（経営会議、PT、法制担当、アドバイザー）、府内意見募集・調整、条例(案)要綱市民説明会の開催
平成 22 年 3 月 ～5月	条例(案)要綱意見提出手続（パブリックコメント）、結果の公表
平成 22 年 6 月	議案上程「川西市参画と協働のまちづくり推進条例の制定について」、可決
平成 22 年 10 月	川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行
平成 22 年 12 月	川西市参画と協働のまちづくり推進会議設置、基本計画の策定着手

川西市参画と協働のまちづくり推進計画

編集・発行 川西市総合政策部政策推進室地域分権推進課

〒666-8501

川西市中央町12番1号

電話 072-740-1600

FAX 072-740-1315